

県議政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟の 提起について

2007年8月21日

市民オンブズマンわかやま
事務局長 畑 中 正 好

1 はじめに

当会は、8月16日に、県議の政務調査費違法支出金返還請求住民訴訟を和歌山地方裁判所に提起しました。当該訴訟は、県議の政務調査費のうち平成14年度～17年度の間のもので、事務所費、事務費、人件費の支出金を対象に、一部の違法を指摘して返還請求するよう県知事に求める内容です。また、住民訴訟の前提として行う住民監査請求の7月17日にあった結果（17年度分：棄却、それ以外：却下）を不服として行うものです。

2 住民訴訟の内容

- (1) 請求額 1億5553万6608円（当初集計に誤りがあり修正後の金額）
なお、各議員に対する請求金額は別表一覧表を参照してください。
- (2) 原告 市民オンブズマンわかやまのメンバー5名
- (3) 被告 仁坂吉伸・和歌山県知事
- (4) 実質の相手方 41議員（10名の元職、31名の現職の議員：監査請求では、42名としていたが原議員を除外：除外した理由は、監査結果において「白」だったにもかかわらず、事実上、一定金額を返還したことを評価したもの。）
- (5) 請求内容

上記3項目の支出について、使途の裏付けがなく具体的な使途あるいは必要性を欠いており法定外支出であり違法である。

事務所費について、他の事務所を併用しながら、併用事務所数を少なく偽っていたり、按分割合が高率であったりして、政務調査費が過大に充当している違法がある。

人件費について、妻を雇用したとする議員が9議員いるが、妻の雇用は、政務調査活動の補助者には該当せず、単に議員の所得を増やす行為ではないかとの疑

いもあり，到底，認められない。

妻の雇用したとして政調費を充当している議員：浅井議員，浦口元議員，大沢議員，尾崎要二議員，下川議員，須川議員，野見山議員，平越議員，森元議員。

3 取り組みの目的

政務調査費の使途の透明化をもとめるものであり，県民に使途の資料を非開示に隠れて行っている違法な支出を追及し是正させること。

4 これまでの取り組みの経緯

- (1) 公開質問（ 2 / 2 1 ） 郵送
- (2) 領収書等送付すると回答した議員に再質問（ 3 / 1 9 ）
- (3) 住民監査請求（ 5 / 1 8 ）
- (4) 同 結果（ 7 / 1 7 ）
- (5) 住民訴訟を提起（ 8 / 1 6 ）

5 上記の取組中になされた減額と返却内容

別紙一覧表をご覧ください。

以 上